

Q & A

(災害補償課)

Q

補償基礎額の扶養加算について

当市の消防団員が公務災害の対象となり、現在、療養中で休業補償を受けています。

補償基礎額の扶養加算の対象となっている中学3年生の子供が1人いますが、その子供が満15歳に達する日後の最初の4月1日を迎えた場合には、補償基礎額の扶養加算を変更する必要があるのでしょうか。

A

補償基礎額の扶養加算は、たとえば一般職の公務員給与における扶養親族の有無により変動する扶養手当とは異なり、事故発生日において扶養親族の有無を確定し、その後においても当初の扶養親族が維持されることとなります。

これは、労働者災害補償保険制度をはじめとする他の災害補償制度においても、災害補償の支給額の計算に用いられる平均給与日額が事故発生日の過去3か月の平均給与額が扶養手当を含む額を基礎として算出され、その扶養親族に変動が生じたときでも、原則として平均給与日額には反映されない仕組みとなっていることから、これらの災害補償制度との均衡を図り維持する必要上、団員等の補償基礎額における扶養加算についても、扶養親族の変動による影響を受けないものとして取り扱われています。

したがって、扶養親族の変動に伴う補償基礎額の改定を行う必要はありません。

なお、扶養親族の範囲から外れるような変動(上記の子供の場合であれば、22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合や死亡した場合、就職等によって扶養を受けなくなった場合等)があった場合でも、補償基礎額の改定を行う必要はありません。